

エ 一方に一時停止の規制がある場合①

<p>Ⓐ Ⓑ</p> <p>左折車 直進車 (一時停止規制なし)</p>	
【67】	
基 本	Ⓐ 80 : Ⓑ 20
修 正 要 素 ③	*
Ⓐ が明らかな先入	*
見通しのきく交差点	*
夜 間	*
Ⓑ 減速せず	- 10
Ⓐ の著しい過失	- 10
Ⓑ の重過失	- 20
Ⓐ 一時停止後進入②	- 15
Ⓐ 徐行なし	+ 10
Ⓐ 大型車	+ 5
Ⓐ の著しい過失	+ 10
Ⓐ の重過失	+ 20

① 本表は、同幅員の交差点において、一方の道路に一時停止の規制があるだけでなく、明らかに広い道路と狭路の交わる交差点において、狭路側に一時停止の規制がある場合にも適用される。すなわち、本表は【64】及び【65】の特則といえる（なお、この点の詳細については【46】の注①を参照）。

② 事故は、主として一時停止義務違反車との間で問題になることから、これを基本とし、一時停止した場合を修正要素としている。

Ⓐが一時停止してⒷの接近を認めたものの、その速度・距離の判断を誤ったために衝突した場合には、Ⓐを具体的に確認できたⒷの過失も相当程度あるものといえるから、この場合の修正を15%としている。

③ その他の修正要素の意味・内容については【64】の注を参照。

*は修正要素として考慮しないものである。